

## 令和8年度高根沢町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う新生活の経済的な負担の軽減を図り、定住の促進を目的として交付する高根沢町結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、高根沢町補助金等交付規則（平成21年高根沢町規則第1号）及び高根沢町の補助金等の交付に関する規程（平成21年高根沢町訓令第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻届が受理され、夫婦となった世帯をいう。
- (2) 住宅取得費用 新婚世帯が補助金の交付を申請する日（以下「基準日」という。）の属する年度（以下「対象期間」という。）に婚姻を機に取得した住宅（婚姻日前1年以内に取得した住宅を含み、町内に所在するものであって、登記名義人が夫婦の双方又は一方であるものに限る。）の取得に要した費用をいう。
- (3) 住宅賃借費用 新婚世帯が対象期間に婚姻を機に町内で居住するために賃借した住宅（婚姻日前1年以内に賃借した住宅を含み、契約名義人が夫婦の双方又は一方であるものに限る。以下「賃借住宅」という。）に係る費用のうち、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料（夫又は妻が勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、当該手当分に相当する費用を除く。）をいう。
- (4) 住宅リフォーム費用 新婚世帯が対象期間に婚姻を機に実施した住宅（町内に所在するものであって、登記名義人が夫婦の双方又は一方であるものに限る。）のリフォーム工事（婚姻日前1年以内に実施したリフォーム工事を含む。）のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るための修繕、増築、改築、設備更新等の工事に要した費用をいう。
- (5) 引越費用 新婚世帯が対象期間に住宅又は賃借住宅に引っ越すために要した費用（婚姻日前1年以内の引越し及び町内での転居を含む。）のうち、引越業者又は運送業者に支払ったものをいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる世帯（以下「補助対象世帯」という。）は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯とする。

- (1) 夫婦のいずれも町の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 婚姻日における夫婦の年齢がいずれも 39 歳以下であること。
- (3) 基準日の属する年の前年（基準日が 1 月から 5 月までにあつては、前々年）の夫婦の所得金額の合計額（貸与型奨学金（公的団体又は民間団体が、学生の修学及び生活のために貸与する資金をいう。以下同じ。）の返済を現に行っている場合は、当該額から当該期間における当該貸与型奨学金の返済額を控除した額。以下「世帯の所得」という。）が 500 万円未満であること。

- (4) 次のア又はイに該当すること。

ア 次の（ア）から（ウ）までのいずれかの町長が認める講座を夫婦で受講していること。

ただし、（ウ）の講座にあつては、主婦がいる家庭は夫が、主夫がいる家庭は妻が受講していること。

- （ア） ライフデザイン支援に関する講座
- （イ） プレコンセプションケアに関する講座
- （ウ） 共家事・子育てに関する講座

イ 医療機関への妊娠・出産に係る相談をしていること。

- (5) 基準日から 5 年以上継続して本町に居住する意思があること。
- (6) 夫婦のいずれも町税を滞納していないこと。
- (7) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと（住宅賃借費用に係る申請の場合に限る。）。
- (8) 夫婦の双方又は一方が、子ども家庭庁が定める地域少子化対策重点推進交付金交付要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
- (9) 夫婦のいずれも高根沢町暴力団排除条例（平成 24 年高根沢町条例第 5 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等の反社会的勢力でないこと又は反社会的勢力との関係を有していないこと。

（補助対象経費）

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象期間に支払った住宅取得費用、住宅賃借費用、住宅リフォーム費用及び引越費用のうち、補助対象世帯が対象期間に支払ったものとする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の総額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、30万円（婚姻日における夫婦の年齢がいずれも29歳以下である世帯については、60万円）を限度とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、高根沢町結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。この場合において、補助金の交付を申請できる者は、補助対象世帯の夫婦のいずれか一方とする。

- （1） 戸籍全部事項証明書又は婚姻届受理証明書
- （2） 夫婦双方の所得金額が分かる書類
- （3） 貸与型奨学金の返済額が分かる書類又はその写し（貸与型奨学金を返済している場合に限る。）
- （4） 誓約書兼同意書（様式第2号）
- （5） 補助対象経費を支払ったことが分かる書類の写し
- （6） 売買契約書、工事請負契約書又は賃貸借契約書の写し（引越費用に係る申請の場合を除く。）
- （7） 住宅手当支給証明書（様式第3号。住宅賃借費用に係る申請の場合に限る。）
- （8） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 町長は、前条前段の規定による書類の提出があったときは、当該書類を審査し、速やかに補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付することを決定したときは高根沢町結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、交付しないことを決定したときは高根沢町結婚新生活支援事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 補助金の交付決定を受けた者が補助金を請求するときは、高根沢町結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1） 交付決定通知書の写し
- （2） 振込先金融機関の通帳の写し

(補助金の交付決定の取消し等)

第9条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたことが判明したとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付決定を取り消すべき事由があると町長が認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、高根沢町結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により当該取消しをした者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、高根沢町結婚新生活支援補助金返還命令書(様式第8号)により期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 前項の規定による補助金の返還命令を受けた者は、当該補助金を町長が定める期限までに返還しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。